

外務省総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率（案）について

1 審議対象案件

法人名	役職 (所掌)	在任期間 (算定期間)	勘案率案※ (外務省評価委員会)
国際協力機構	理事 (財務、調達、その 他事業部門等担当)	H17. 6. 7~H22. 3. 31 (同上)	1. 0
	監事	H20. 10. 1~H22. 9. 30 (同上)	1. 0

※ 業績勘案率（案）の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案

当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率（案）「1. 0」については、意見はない。

以上

外務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率（案）の算定内容

法人名	役職	業績勘案率適用期間		算定内容		業績勘案率 (案) (※3)
		(参考) 在任期間	基準業績勘案率 (※1)	調整		
				当該役員の評価に表れない個人の貢献度等を勘案 (※2)		
国際協力機構	理事	H17.6.7～H22.3.31	同左	1.1	なし	1.0
	監事	H20.10.1～H22.9.30	同左	1.0	なし	1.0

(※1) 「外務省所管独立行政法人の役員の退職に係る業績勘案率の決定方法について」(平成17年3月7日外務省独立行政法人評価委員会決定。以下「決定方法」という。)の「2.(1)」に基づき、当該法人の業績と当該役員の担当業務の業績について各年度の業務実績評価に基づき算出する数値(なお、監事は業務実績評価に拘わりなく、「1.0」が基本)。

(※2) 「基準業績勘案率」を基準としつつ、①～④の点に留意しつつ、個人業績又は法人業績を勘案して加算又は減算する率。

- ① 退職役員の在任期間に係わる法人の業績又は担当業務の業績は過去の通常の業績に比してどうであったか。
- ② 退職役員の法人運営等に対する貢献の度合いが反映されているか。在職時に受けた役員報酬に対する法人の業績等の反映状況と整合的である等反映の度合いが適切なものであるか。
- ③ 業績勘案率の算定に当たって考慮すべき特段の事情があり、それが妥当なものであるか。また、反映の度合いが適切なものであるか。
- ④ 業績勘案率は、目的積立金の状況に照らして適切であるか。

(※3) 決定方法「2.(2)」に基づく(※1)及び(※2)の算定結果と、「役員退職金に係る業績勘案率に関する方針」(平成16年7月23日独立行政法人評価分科会決定)で「業績勘案率は1.0」を基本としていることを踏まえ、1.0を基本としつつ加算要因、減算要因を加味して最終決定した数値。